

藤枝市地域公共交通会議設置要綱

平成20年3月25日

告示第33号

(目的)

第1条 藤枝市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施及びこれに係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市が運営する道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客輸送（以下「自家用有償旅客輸送」という。）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 自家用有償旅客輸送の登録に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 自家用有償旅客輸送の登録に係る協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、別表第1に掲げる者とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、藤枝市域を越えて運行する乗合旅客輸送等に関する協議（以下「広域路線協議」という。）を行うために、別表第2に掲げる特別委員を選任するものとする。
- 3 前項の特別委員は、広域路線協議を行う会議においてのみ、参加を依頼するも

のとする。

- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、第9条第1項の分科会における協議を行うため、別表第3に掲げる分科会専門委員を選任する。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、藤枝市長又はその指名する者をもってこれに充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条各号に掲げる業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを会長に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、交通会議を招集すること。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 やむを得ない事情により会議を開くことができないときは、交通会議の議事を書面により協議することができるものとする。書面協議による議事は全委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第8条 交通会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会)

第9条 第2条第4号の事項及び第3条第4号の協議並びに第2条各号(第4号を除く。)及び第3条各号(第4号を除く。)に掲げる事項のうち会長が必要と認めるものに係る専門的な調査、検討を行うため、交通会議に分科会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、同項の分科会において道路運送法第9条第4項の協議を行う。

3 分科会の委員構成は別表第1に掲げる者、別表第2に掲げる者及び別表第3に掲げる者のうちから会長が指名するものとし、運営その他必要な事項は会長が別に定める。ただし、第2条第4号の事項並びに第3条第4号及び前項の協議に係る分科会を構成する委員の指名に当たっては、第2条第4号及び第3条第4号の協議にあつては道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2第1項第6号の規定に、前項の協議にあつては道路運送法第9条第4項の規定に定めるところにより行うものとする。

4 分科会において調査、協議及び検討した事項は、交通会議に報告するものとする。

5 第2項の協議に当たっては、あらかじめ次に掲げる方法のいずれかにより利害関係者の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

(1) 運行区域の住民の代表者で構成する公聴会

(2) 藤枝市パブリックコメント制度実施要綱(平成20年藤枝市告示第21号)に基づくパブリックコメント制度

(3) 利用者その他の利害関係者に対する意識調査及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する意見聴取

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議において協議し決定した方法
(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

第11条 第3条各号に掲げる事業に係る収入及び支出に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、藤枝市都市建設部地域交通課に置く。

- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局は、地域公共交通に関する相談、苦情、その他の住民又は地域公共交通利用者からの意見に対し、必要に応じ交通会議に報告する。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則 (平成20年3月25日告示第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日告示第177号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、新たに藤枝市地域公共交通会議委員となる者の任期については、改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成21年2月6日告示第31号)

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

附 則 (平成21年7月8日告示第182号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成21年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。

附 則 (平成22年5月11日告示第115号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成22年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。

附 則 (平成23年5月13日告示第156号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成28年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。ただし、委員の任期については、改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成29年12月18日告示第274号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第89号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第137号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月25日告示第220号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(藤枝市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止)

- 2 藤枝市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成17年藤枝市告示第270号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

藤枝市地域公共交通会議委員

1	藤枝市長又はその指名する者
2	中部運輸局長又はその指名する者
3	静岡県（公共交通担当）から選出された者
4	静岡県島田土木事務所から選出された者
5	静岡県藤枝警察署から選出された者
6	一般旅客自動車運送事業者
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体から選出された者
8	公募市民
9	藤枝市自治会連合会から選出された者
10	藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会から選出された者
11	藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会から選出された者
12	藤枝商工会議所から選出された者
13	藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議から選出された者
14	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会から選出された者
15	藤枝市（交通施策部門）から選出された者
16	藤枝市（道路管理部門）から選出された者
17	藤枝市（福祉施策部門）から選出された者
18	その他会長が必要と認める者

備考 「一般旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

別表第2（第4条関係）

藤枝市地域公共交通会議特別委員

1	関係市町の担当部署から選出された者
2	その他会長が必要と認める者

別表第3（第9条関係）

藤枝市地域公共交通会議分科会専門委員

1	自家用有償旅客運送を運営する法人又は団体から選出された者
2	道路運送法第9条第1条の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者から選出された者
3	その他会長が必要と認める者